

◎ 就学援助の申請は、毎年度必要となります。

保護者のみなさまへ

令和2年度の就学援助について（ご案内）

小野市教育委員会

市では、今年度も引き続きみだしの就学援助について実施いたします。この制度は、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者の方に、給食費や学用品費など、学校で必要となる費用の一部を援助する制度となっています。

就学援助を受けるには、下記の3要件のいずれかを満たす必要があります。

1. 援助を受けられる方

(1) 生活保護を受けている方

(2) 令和元年度または令和2年度において、保護者が次の①から⑧のいずれかの世帯に該当し、かつ前年(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の世帯の合計所得が下記の認定基準額以下の世帯

- ①生活保護の停止または廃止になった世帯
- ②市民税の非課税または減免を受けた方
- ③個人事業税の減免を受けた方
- ④家屋の新築等以外の理由で固定資産税の減免を受けた方
- ⑤国民年金または国民健康保険の保険料の減免を受けた方
- ⑥生活福祉資金の貸付けを受けた方
- ⑦職業安定所の日雇労働者として登録している方
- ⑧その他、収入が少ない、または収入が不安定の世帯

認定基準額

(単位：円)

世帯構成人員 (生計同一人員)	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増毎
認定基準額 (総所得額)	1,777,000	2,317,000	2,664,000	3,146,000	加算 445,000

- (注) 1. 所得とは所得証明書の合計額をいいます。(源泉徴収票をお持ちの方は「給与所得控除後の金額」でご確認ください。)
2. 所得のある人が世帯で2人以上の場合は、各人の所得を合算した額で比較してください。

(3) 児童扶養手当の支給を受けている方(母子・父子家庭は問いません。)

※「特別児童扶養手当」は対象となりません。ご注意ください。

2. 援助の内容

(○印は援助を受けられるもの)

学校・学年 援助する費目	小学校			中学校			生活保護受給中の方		入学前支給				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	小学校6年	中学校9年	新小学校1年 入学前	新中学校7年 入学前
学用品費・通学用品費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
校外活動費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
新入学学用品費	○						○						
新入学学用品費(入学前支給分)						○						○	○
修学旅行費						○			○	○	○		
学校給食費	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
通学費(市内の学校に限る)	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
体育実技用具費							○	○	○				
卒業アルバム購入費						○			○	○	○		

※校外活動費：宿泊を伴うもののみ。 ※卒業アルバム購入費：河合小のみ5年生が対象

※通学費：通学距離が、小学校は片道4km以上、中学校は片道6km以上で、交通機関を利用する者。ただし、市内の学校に限る。

3. 申請の方法

◆この制度を受ける場合、指定様式による申請が必要です。左記要件に該当し、援助を希望される保護者の方は、まず、下の「就学援助申出書」を学校へ提出してください。正式な申請書様式は、その後学校より配布されます。

◆左記の認定要件(2)に該当する方は、世帯全員(年金受給者、所得が0円の者も含む)の『令和2年度(平成31年分所得)市民税・県民税(所得・課税)証明書』(令和2年1月1日居住地の市役所で発行)を添付してください(確定申告書の写し等所得課税証明書以外は不可)。小野市の場合、税務課で6月10日(予定)から発行可能です。そのため、先に申請書のみ提出いただき、後日、所得証明書を提出ください。詳細は小野市総務部税務課へお問い合わせください。

※上記の所得証明書の提出について、高校生以下の子供の証明書は不要。

◆左記の認定要件(3)に該当する方は、『児童扶養手当証書の写し』を添付してください。※最新の期限のものでお願いします。

〈問い合わせ先〉 在学校または市教育委員会教育指導部学校教育課(☎63-2409 直通)

(切り取り線) ※正式な申請の前に、まず、この用紙を在学校へご提出ください。

令和2年度 就学援助申出書

令和 年 月 日

学校名： _____ 学校 学年・クラス： _____ 年 組

児童生徒氏名： _____

保護者氏名： _____ (住所：小野市 _____)

※ 就学援助を希望する方は、まず、この用紙を学校に提出し、申請用紙をお受けください。

※ 小学生と中学生のいるご家庭は、それぞれの学校に1枚ずつ提出してください。

